

鳥獣の捕獲等に従事する者による 猟銃等の取扱い等について

～凡例～

- 「銃刀法」 : 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
- 「銃刀法施行規則」 : 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）
- 「火取法」 : 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- 「猟用府令」 : 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令
(昭和41年総理府令第46号)
- 「鳥獣保護管理法」 : 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- 「鳥獣被害防止特措法」 : 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
(平成19年法律第134号)
- 「鳥獣の捕獲等に従事する者」 : 鳥獣の捕獲等の対応を行う地方公共団体の職員及び民間事業者の職員

＜猟銃等の所持許可関係＞

問1 鳥獣の捕獲等に従事する者が、業務として有害鳥獣駆除を行うため猟銃等を所持しようとする場合、銃刀法に基づく所持許可を受けることは必要か。

(答)

鳥獣の捕獲等に従事する者が、業務として有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃等を所持しようとする場合は、銃刀法第4条第1項第1号の規定に基づき、その所持について都道府県公安委員会の許可（※）を受ける必要があります。

(※)

- 猟銃等の銃砲刀剣類については、その危険性に鑑み、銃刀法において一般的にその所持を禁止しています。一方で、社会的有用性を有する面もあるため、一定の場合には都道府県公安委員会の許可を受け、銃刀法の規制の下に置かることを要件として所持が認められています（参考資料1参照）。
- 銃刀法では、危害予防上の見地から、具体的に銃砲を所持しようとする者について、他人に危害を加えるおそれがないかなど欠格事由に該当しないことを確認するための調査を厳正に行った上で都道府県公安委員会がその所持を許可することとしており、法人による所持許可を認めておりません。

鳥獣の捕獲等に従事する者による 猟銃等の取扱い等について

問2 鳥獣の捕獲等に従事する者が、地方公共団体等の業務として有害鳥獣駆除を行うため猟銃等を所持しようとする場合に、いずれの都道府県公安委員会に対して所持許可の申請を行うこととなるのか。

(答)

鳥獣の捕獲等に従事する者が、地方公共団体等の業務のために猟銃等の所持許可を受けようとする場合は、銃刀法第4条第5項の規定に基づき、その者の住所地ではなく、地方公共団体等の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない(※)こととされており、この場合は、銃刀法施行規則第1条の規定に基づき、事業場の所在地を管轄する警察署長を経由して当該都道府県公安委員会に対して申請を行うこととされています。

(※)

- 銃刀法第4条第5項の適用に関しては、当該猟銃等の所持が、個人的な用途に供するものでなく、専ら地方公共団体等の業務に供するものであることが必要であり、その保管場所が法人の事業場であることなどの実情を踏まえて個別に判断されます。

問3 猟銃等の所持許可の申請を行った後、許可を受けるまでに一定の期間を要するのは何故か。

(答)

猟銃等の所持許可の審査においては、申請者が他人に危害を加えるおそれがないかなど欠格事由に該当しないことを確認するための調査を確実に行う必要があることから、一定の処理期間を必要としています(※)。

(※)

- 例えば、「ストーカー行為をした日から3年を経過していない者」、「家庭内トラブル、近隣トラブル等の事実や酒癖等から、他人の生命、身体又は財産等の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」等については、猟銃等の所持許可における欠格事由とされています。
- 「銃刀法の所持許可申請の標準的な処理期間については、各都道府県警察において実情に応じた期間を策定し、公表しているものと承知しています（概ね35日）。

鳥獣の捕獲等に従事する者による 猟銃等の取扱い等について

＜実包等の譲受け及び消費に係る許可関係＞

問4 鳥獣の捕獲等に従事する者が、業務として有害鳥獣駆除を行うため所持許可を受けた猟銃に使用する実包等について、譲受けの許可を受けることは必要か。

(答)

鳥獣の捕獲等に従事する者が、業務として有害鳥獣駆除の用途に供するため所持許可を受けた猟銃に使用する実包等の猟銃用火薬類等について譲り受けようとする場合は、火取法第17条第1項柱書及び同法第50条の2の規定に基づき、原則（※1）として、都道府県公安委員会の許可を受ける必要（※2）があります。

(※1)

○ 火取法第17条第1項第3号及び猟用府令第4条の規定に基づき、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲の許可を受けるなど一定の要件を満たす者については、一定数量以下の猟銃用火薬類等を無許可で譲り受けることとされています。

(※2)

○ 猟用府令第3条第1項及び第13条第1項第1号の規定に基づき、猟銃用火薬類等の譲受けについては、鳥獣の捕獲等に従事する者が住所地を管轄する警察署長（銃刀法第4条第5項の規定に基づき所持許可を受けた猟銃等に使用する猟銃用火薬類等の譲受許可の場合は、地方公共団体等の事業場の所在地を管轄する警察署長）を経由して申請を行い、都道府県公安委員会の許可を受ける必要があります。

鳥獣の捕獲等に従事する者による 猟銃等の取扱い等について

問5 鳥獣の捕獲等に従事する者が、業務として有害鳥獣駆除を行うため所持許可を受けた猟銃に使用する実包等について、消費の許可を受けることは必要か。

(答)

火取法第25条第1項ただし書及び猟用府令第12条第2号の規定に基づき、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等の許可を受けるなど一定の要件を満たす者については、鳥獣の捕獲等の用に供する目的で、一定数量以下（※）の猟銃用火薬類等を無許可で消費することとされています。

(※)

○ 鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等の許可を受けた者等が、鳥獣の捕獲等又は駆除の用に供するため消費する場合には、一日に実包又は空砲合計100個以下であれば、無許可による消費が可能です。他方で、無許可による消費が可能な数量を超える消費については、火取法第25条第1項及び同法50条の2の規定に基づき、都道府県公安委員会の許可を受ける必要があります。

＜猟銃等及び実包等の保管関係＞

問6 鳥獣の捕獲等に従事する者が、業務で使用する猟銃等や実包等について、地方公共団体等の施設内で保管することは可能か。

(答)

鳥獣の捕獲等に従事する者が、地方公共団体等の施設内で猟銃等や実包等の保管を行うことは可能と解されます（※）。

一方、猟銃等の所持許可を受けた者は、これらを保管するに当たり、銃刀法第10条の4第2項、火取法第11条第1項及び第2項等の規定に基づき、盜難等を防止するため、堅固な設備に施錠して収納するなどの一定の要件を満たす必要があります。

(※)

○ 地方公共団体等の施設内で猟銃等や実包等を保管する場合は、例えば、所持許可者ごとに保管設備を設置の上、その施錠を所持許可者自身が行うなど、所持許可者以外の者がこれらを所持することのないようにする必要があります。

鳥獣の捕獲等に従事する者による 猟銃等の取扱い等について

問7 猟銃等の保管の設備及び方法の基準はどのようなものか。

(答)

猟銃等の保管については、銃刀法第10条の4第2項の規定に基づき、銃刀法施行規則第83条で定められた基準に適合する設備及び方法により行わなければならないこととされています。

具体的には、保管の設備に関して、

- 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること
- 確実に施錠できる錠を備えていること
- 管理上支障のない場所にあること
- 容易に持ち運びができないこと

の要件を備えていることとされているほか、保管の方法に関して、

- 銃砲を保管の設備に確実に施錠して保管すること
- 保管の設備を常に点検し、基準に適合するよう維持すること

の要件に該当することとされているところ、猟銃等の所持許可のための調査及び審査において、当該基準の適合状況について、個別に判断することとしています。

問8 「警備員を常駐させて管理する措置」や「盜難防止用の警報装置を備える措置」を講じていれば、猟銃等の保管の設備及び方法の基準は満たされるのか。

(答)

猟銃等の保管については、銃刀法施行規則第83条で定められた基準を満たす保管の設備及び方法により行う必要があり、御質問のような措置のみをもって当該基準を充足するとみなすことはできないものと考えられます。

なお、当該基準を満たした上で、更に盜難等の防止に資する措置を講じることは可能であり、また、望ましいものと考えられます。

鳥獣の捕獲等に従事する者による 猟銃等の取扱い等について

＜猟銃等、実包等及び保管庫の購入費用関係＞

問9 猟銃等の所持許可を受けた者が、猟銃等、実包等及び保管庫を公費で購入することについて銃刀法及び火取法上の制約はあるか。

(答)

銃刀法及び火取法においては、猟銃等、実包等及び保管庫を購入する際の費用に係る規制は設けられておらず、これらを購入するに当たり公費を用いることは可能と考えられます。

＜ライフル銃の所持許可関係＞

問10 ライフル銃については、継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者でなければ所持できないのか。

(答)

ライフル銃を所持しようとする場合は、猟銃の中でも凶器として使用された場合の危険性が高いことに鑑み、一般的な猟銃の所持許可の基準に加えて、銃刀法第5条の2第4項第1号の規定に基づき、例えば、継続して10年以上猟銃の所持の許可を受けている者に該当することを要件としています。

このほか、「事業被害防止のためにライフル銃による鳥獣の捕獲等を必要とする者」に該当する場合であっても、ライフル銃の所持要件を充足することとしているところ、これには、例えば、

・鳥獣被害防止特措法の被害防止計画に基づく捕獲従事者（鳥獣被害対策実施隊の隊員を含む）のほか、

・鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

が該当し、このような方については、猟銃を継続して10年以上所持されている方でなくとも、ライフル銃を所持することができます（参考資料2参照）。

趣旨

- 銃砲刀剣類は、殺傷用具としての機能を有し、犯罪等に用いられる危険性があることから、一般的にその所持を禁止。
- 一方、社会的有用性を有する面もあることから、一定の場合には、公安委員会の許可を受けて一定の規制の下に置かれることを要件としてその所持を容認。

特徴

○ 用途

- ・狩猟
- ・有害鳥獣駆除
- ・標的射撃
- ・試験研究 等
- ・博物館展示

- ・一定の要件を備えた者に対して所持を許可
- ・用途目的に必要とされる以上の威力を持つ銃砲や悪用の危険性の高い銃砲の排除
- ・危害の予防のため、銃砲ごとに許可が必要(一銃一許可)

欠格事由

① 人的欠格事由

- 銃刀法第5条第1項(許可の基準)
 - ・18歳に満たない者(1号)
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(2号)
 - ・精神障害等により銃砲等の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある政令で定める病気にかかっている者又は認知症の者(3号)
 - ・アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者(4号)
 - ・ストーカー規制法に規定するストーカー行為をし、同法に基づく警告、命令等の処分を受けた日から起算して三年を経過していない者(15号)
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者(16号)
 - ・他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者(18号) 等
- 銃刀法第5条の2第2項(猟銃等の許可の基準の特例)
 - ・20歳に満たない者(1号)
 - ・人の生命又は身体を害する罪で政令で定めるものに当たる行為をした日から起算して10年を経過していない者(2号) 等

② 銃砲刀剣類の構造等の欠格事由

- 構造若しくは機能が用途目的に適合しないと認められる銃砲(第5条第3項)
- 容易に持ち運びが出来ない施錠設備のある堅固な金属製ロッカー等を有するものであること。(第5条第4項)

③ その他の欠格事由

- 同居の親族
 - ・同居の親族が、政令で定める病気・認知症、アルコール・薬物中毒、心神喪失・心神耗弱、ストーカー行為、DVの保護命令、暴力的不法行為等を行うおそれ等のいずれかに該当し、かつ他人の生命等を害し、又は自殺をするおそれがあると認められる場合(第5条第5項)

銃砲刀剣類所持等取締法

第5条の2第4項 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る猟銃がライフル銃である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならない。

一 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、次のいずれかに該当する者

- イ 獣類の捕獲を職業とする者**
- ロ 事業被害防止のため獣類の捕獲を必要とする者**
- ハ 繼続して10年以上、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者**

二 標的射撃の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者

政令で定めるライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

「ロ 事業被害防止のため獣類の捕獲を必要とする者」

- 事業被害防止計画の作成者(鳥獣被害対策実施隊の隊員を含む)**
申請時に必要な資料:市町村が作成した被害防止計画及び「推薦書」
- 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者**
申請時に必要な資料:都道府県知事が作成した第二種特定鳥獣管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画及び認定鳥獣捕獲等事業者が作成した「推薦書」